

議案第40号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年9月12日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 前 | | 改 正 後 | |
|--------------|-------------|--------------|---|
| 第1条から第6条まで 略 | | 第1条から第6条まで 略 | |
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 職名 | 報酬の額 | 職名 | 報酬の額 |
| 略 | | 略 | |
| 投票所の投票管理者 | 日額 14,000 円 | 投票所の投票管理者 | 日額 14,000 円 <u>（職務に従事した時間が7時間以下の場合にあっては、日額 7,000 円）</u> |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額 12,400 円 | 期日前投票所の投票管理者 | 日額 12,400 円 <u>（職務に従事した時間が6時間以下の場合にあっては、日額 6,200 円）</u> |
| 略 | | 略 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。